社会福祉法人　神奈川労働福祉協会

理事・監事及び評議員等に対する報酬等の支給基準規程

2021 年 6 月 23 日　評議員会

（目　的）

第1条　この規程は、社会福祉法人　神奈川労働福祉協会（以下「法人」という。）の定款第９条及び第２３条の規定に基づき、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の職務執行の対価として、評議員会、理事会等（以下「会議等」という。）に出席した場合に、支給する報酬等に関する必要な事項を定める。

ただし、理事・評議員選任解任委員が法人の職員を兼務する場合は、この限りではない。

（報酬等の定義）

第2条　前条の報酬等とは役員等の報酬及び交通費をいう。

（報酬等の金額）

第3条　役員等が会議等に出席した場合の報酬として、１日あたり１万円を支給する事ができる。

2.　Web 会議等の手段により参加した場合であっても同報酬を支払うものとする。

3.　法人監事監査及び法人自主監査において、実地監査・事前監査時の報酬として、監事及び自主監査実施者には１日あたり２万円を支給する事ができる。

3.　交通費とは、費用として職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等であり報酬とは明確に区分されるものとし、支給する事ができる。

4.　Web 会議等の手段により発生した通信費印刷代等の経費として、費用弁償として１千円を支払うものとする。

5.　上記報酬等の支給方法は、会議等出席時に現金で支給する事を原則とする。

第4条　その他の法人の事業についても、本基準を準用する。

2.　本会の事業でない場合も、法人が会務のためと判断した場合は、本基準を準用する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 02 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 03 年 4 月 1 日より施行する。